**平成２５年（フ）第９０号**
愛知県一宮市開明字馬保里25番地１
債務者　加納　治之
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第４８号**
佐賀県鹿島市大字高津原1337番地１アルティーウッズ203
債務者　松本　信之
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第４９号**
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2275番地５
債務者　浦　　重夫
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１３７号**
宮城県岩沼市桑原２丁目１番43―Ａ201号
債務者　佐々木利恵子
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第２３６号**
仙台市青葉区八幡５丁目６番１―402号
債務者　佐藤　善幸
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第３５号**
茨城県筑西市岡芹872番地２
債務者　入江　清三
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第５７号**
茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋2948番地
債務者　樋田　恵子
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第７０号**
茨城県古河市茶屋新田425番地１
債務者　青木　明美
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第４１号**
新潟市北区西名目所4077番地174
債務者　中島　敏行
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第８４号**
新潟市西区新通西２丁目26番24号　ハイツＴ・Ｋ２号
債務者　田中　　茂
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１２号**
新潟県燕市吉田東栄町50番17号
債務者　平松　　温
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１３号**
新潟県燕市吉田東栄町50番17号、住民票上の住所新潟県燕市吉田東栄町40番26号
債務者　平松　健一
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１４号**
新潟県燕市吉田東栄町50番17号、住民票上の住所新潟県燕市吉田東栄町40番26号
債務者　平松ユキヱ
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１６号**
新潟市江南区五月町２丁目１番47号　クロックハウスさつき205号、前住所仙台市若林区新寺４丁目１番６―806号
債務者　山田　賢知
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３１３号**
兵庫県赤穂市木津1327番地332
債務者　長谷川嗟可江
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第６２３号**
兵庫県姫路市八代683番地１　リバーサイドマンション102号
債務者　松原　芳幸
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１２７号**
兵庫県姫路市四郷町本郷481番地
債務者　木本　有美
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１２８号**
兵庫県加古川市平岡町高畑176番地の41
債務者　曽我寿美夫
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部